

# 所得税確定申告で控除を受ける方へ

## 介護保険料は社会保険料控除の対象です

控除対象金額は、平成22年中(1~12月)に支払った介護保険料の合計額です。

納付済みの金額は、下記の方法でご確認ください。

### ◆保険料の支払方法と確認書類(65歳以上の方)

- ・特別徴収＝平成22年分公的年金などの源泉徴収票
- ・普通徴収(現金納付)＝三鷹市介護保険料領収証書
- ・普通徴収(口座振替)＝口座の通帳または、市から1月に送付した「納付済金額のお知らせ」

※65歳未満の方は、加入している健康保険組合などにご確認ください。

☎高齢者支援課☎内線2687

## 介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

控除対象金額は、介護保険サービスを利用した際の領収書に記載されていますのでご確認ください。

### ◆サービス区分とサービスの種類

- ・居宅サービス(医療系)＝訪問看護、通所リハビリなど
- ・居宅サービス(福祉系)＝訪問介護、通所介護など(医療系の居宅サービスと合わせて利用した場合のみ)
- ・施設サービス(医療系)＝介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ・施設サービス(福祉系)＝介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

※控除対象に含まれる費用の内容など、くわしくは市のホームページまたは高齢者支援課☎内線2686へ。

## おむつ代の医療費控除、障害者控除の証明書を発行します

### ◆寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

☑要介護・要支援認定を受けていて、寝たきり、尿失禁などの要件が介護認定資料で確認できる方

※おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方に限ります。初めて控除を受ける方は、医師によるおむつ使用証明書が必要です。

※確定申告などには、おむつ代の領収書も必要です。

### ◆65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除または特別障害者控除認定書

☑65歳以上で寝たきりなどの状態にあり、要介護・要支援認定を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方

☎☎いずれも高齢者支援課(市役所1階12番窓口)☎内線2624へ。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。発行には1週間程度かかります。

## 国民健康保険「医療費のお知らせ」を送付します

1月20日(木)に、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主へ「医療費のお知らせ」を郵送します。これは、平成22年9月に医療機関を受診された方について、名前、医療費の総額(10割分)、医療機関などの名称、入院時の食事・生活療養費の全額を記載したものです。医療費への理解を深め、健康の大切さについて関心を高める参考としてお役立てください。

※柔道整復師(接骨師)の施術は、平成22年10月に市が接骨院などから請求を受けたものが対象です。

※このお知らせによる手続きなどは必要ありません。また、医療費控除の証明には使用できません。

☎保険課☎内線2386

## 在宅医療

### 健康コラム

病院での医療は、病気を治すことです。しかし、残念ながら全ての病を治すことは不可能です。障がいを残したまま、あるいはがんの治療過程で自宅に戻れる場合も多くあります。このような時、患者さんやその家族が、これまでの医療を行う場との距離を感じると、不安になります。時に危険な状況になる場合も生じます。

在宅医療とは、患者さんとその家族が暮らす場所で医療を継続しながら自宅での療養生活を続けることができるように支援していく仕組みです。大病院のように最新の医療施設や、医療行為をそのまま自宅に持ち込むことはできません。しかし、病院と同じように在宅医療を行うメンバーはみなさんの身近にいます。診療所は、外来診療と在宅診療を実施する施設もあれば、在宅医療のみ実施する施設もあります。看護師は、訪問看護ステーションを組織して在宅医療の大きな力となっています。さらに介護を支援するヘルパーや、薬局も加わります。

これらの施設のメンバーが、自宅療養の患者さんに安心していただけるように連携を取って医療・看護・介護を支えています。また、療養中に体調が突然悪くなり、在宅での医療の継続が不可能となった場合、診療所が病院と連携を取って入院治療に切り替えるような仕組みを作っています。

市では、医師会と30年以上前から在宅医療のシステムを作り始めました。杏林大学医学部付属病院、武蔵野赤十字病院とも在宅医療での連携を進めて日本の在宅医療のモデルとなつています。在宅医療をスムーズに行うためには、多くの職種や病院、診療所の連携が必要で、患者さんとの信頼関係、施設間の情報伝達などがうまくいかないと療養を安全に継続することは難しくなります。

普段からかかりつけている診療所の先生に関わっていただくのが一番良い条件です。近くの診療所の先生と良い信頼関係を築いて、もし、在宅医療が必要になったときには、その先生に相談してみてください。

☎三鷹市医師会☎47-2155

# 所得税・贈与税・消費税の申告を

☎三鷹市市民税課☎内線2342、武蔵野税務署☎53-1311

お早めに!



## ◆受付期間・会場

所得税 2月16日(水)~3月15日(火)

贈与税 2月1日(火)~3月15日(火)

個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木)まで

いずれも土・日曜日を除く午前9時~午後5時(2月20・27日の日曜日は、確定申告書作成のアドバイス、用紙の配布および受付などに限り窓口を開設します)。

※混雑が予想されますので早めの時間にお越しください。

☎武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)

## ◆国税庁ホームページで確定申告書などを作成できます

所得税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書、消費税などの確定申告書、贈与税の申告書を国税庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/>内の「確定申告書等作成コーナー」で作成(入力)することができます。

さらに、e-Tax(イータックス)を利用すると、作成した申告書データ(贈与税を除く)に電子証明書を添付して、送信(提出)することができます。

また、同コーナーで作成した申告書などは、プリントアウト(白黒で可)してそのまま税務署へ提出することもできます。

## ◆小規模納税者などのための無料申告相談

☎①2月2日(水)午前9時30分~11時・午後1時~3時、②2月9日(水)・10日(木)午前10時30分~11時30分・午後1時30分~3時30分、③2月24日(木)・25日(金)午前9時30分~11時・午後1時~3時

☎①③三鷹市公会堂、②牟礼コミュニティセンター

※車でのご来場はご遠慮ください。

## 交通災害共済制度(ちょこっと共済)にご加入ください!

2月から平成23年度分(4月1日(金)~平成24年3月31日(土))を受け付け

東京都の39市町村が共同で運営する「ちょこっと共済」は、住民が会費を出し合い、交通事故に遭ったときに見舞金を受けられる助け合いの制度です。会費は年額1,000円(見舞金3万~300万円)と500円(見舞金2万~150万円)の2コースで、見舞金のほか、交通遺児年金(1人年額10万2,000円)の支給もあります。

加入申込書付きパンフレットは、2~3月に各戸配布します。また、2月6日(日)午前10時から、コピス吉祥寺で出張受け付けを行います。

☎道路交通課☎内線2883